

第二次和光市食育推進計画（案）



平成28年 5月
和 光 市

<第1部 総論>

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の見直しの目的・背景

国の食育基本法（平成17年7月施行）において、「食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

これまで市は、第一次食育推進計画に基づき、市民をはじめ、関係団体、事業者、所管部署等に計画内容を広く周知し、食育に関する理解と協力を求めるとともに、平成23年に立ち上げた「和光市食育推進ネットワーク会議」における食育事業内容の具体的な検討事項を踏まえながら、食育活動を実施してきました。

今回の計画の見直しにあたっては、平成27年2月、20歳以上の市民2160名に食育に関する調査を実施し、集計結果等を活用して、和光市民の現状とニーズの把握ならびに結果分析を行い課題の抽出を行いました。また、抽出した課題の解決のため、「和光市健康づくり基本条例」（平成25年4月施行）の理念を活かし、保健福祉分野における他の計画との整合性を図ったうえで、ライフステージや健康度に応じた食育の具体的取組を検討しました。

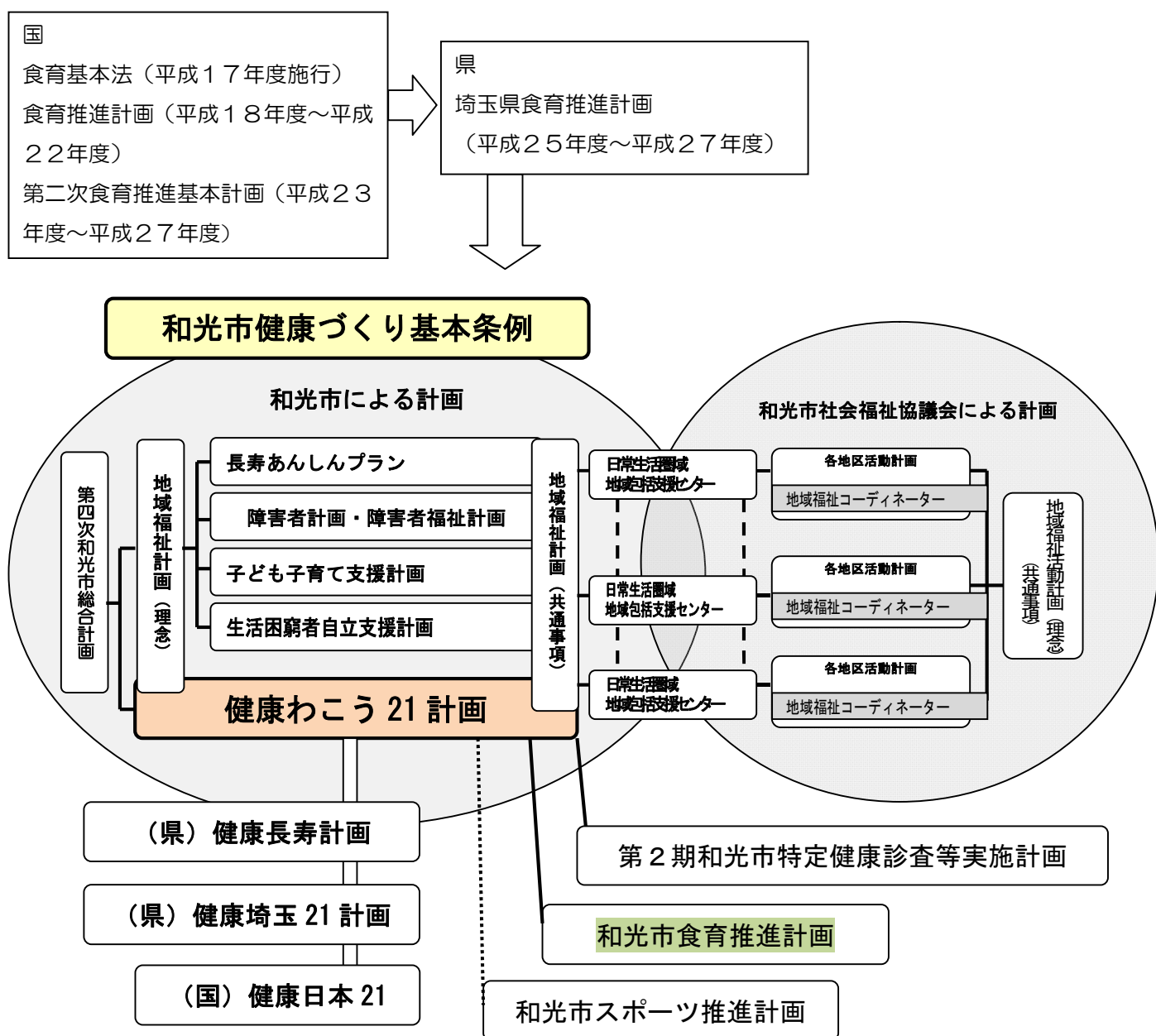
食育は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにする重要なテーマであることから、市では計画に基づき、今後の食育活動のさらなる推進を図ります。

2 計画の位置づけと他の計画との関係

食育推進計画は、国の食育基本法（平成17年7月施行）及び第二次食育推進基本計画（平成23年3月）に基づき市町村が作成する計画です。この計画は、国や県の食育計画や和光市の総合的計画である「和光市総合振興計画」の趣旨に沿うとともに、「健康わこう21計画」（平成27年3月中間評価・見直し）に基づく食育についての行動計画の位置づけとして、各分野別計画との整合性を図ったうえで策定します。

また、市、市内事業所、研究機関、市民ネットワーク等が地域特性を活かしつつ、公民産学（※）による地域ぐるみの食育の推進を目指します。

※和光市では、公（市役所をはじめとした行政機関）、民（市民）、産（市内の産業を構成する企業・事業主等）、学（学術機関・研究機関等、計画の策定と推進を科学的・数値的な観点から支援）が連携した状態を「公・民・産・学」と表現しています。



3 計画の見直しに向けた取組

(1) 食育に関する調査の実施

和光市民の健康や食に関わる地域課題の把握のために、20歳以上の市民から無作為に抽出した2160名を対象に、郵送による調査票の配布及び回収を実施しました。

この調査は、食生活や食育に関する現状やニーズを把握し、施策等の検討に活用するとともに、施策の目的達成度を測るための成果指標として活用できる基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査名 食育に関する調査

実施時期 平成27年2月

回収数（回収率）：990通（45.8%）

調査結果の概要：第2部各論 第1章 和光市の現状と課題及び資料編 参照

(2) 計画の立案にあたって

計画の立案にあたっては、前述の下記の市の他計画や各種統計資料を活用しました。

- ・健康わこう21計画（中間評価・見直し）
- ・和光市長寿あんしんプラン（地域包括ケア会議）
- ・和光市子ども・子育て支援事業計画
- ・第三次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画
- ・第四期 和光市障害福祉計画
- ・和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・和光市生活困窮者自立支援計画
- ・平成27年度～31年度 和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・国勢調査
- ・埼玉県食育推進計画（第三次案）【平成28年度～30年度】

等

4 計画の期間

和光市食育推進計画の計画期間は、平成28年度から平成29年度までの2年間とします。次回の計画については、健康分野の上位計画である健康わこう21計画と統合した計画として策定します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第4次和光市総合振興計画	基本構想(H23~32年度)									
【地域福祉分野】 地域福祉計画 (社会福祉法)	第二次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画				第三次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画				第4期	
【子ども・子育て分野】 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法) (次世代育成支援対策推進法)	わこう子どもプラン (和光市次世代育成支援対策後期行動計画)				和光市子ども・子育て支援事業計画(第1期)				第2期	
【高齢者分野】 高齢者福祉計画(老人福祉法) 介護保険事業計画 (介護保険法)	第4期	長寿あんしんプラン (第5期和光市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画)			長寿あんしんプラン (第6期和光市介護保険事業計画)			和光市長寿あんしんプラン (和光市地域包括ケア計画 (第7期))		
【障害者分野】 障害者計画 (障害者基本法) 障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第2期	第三次和光市障害者計画		第四次和光市障害者計画		第4期和光市障害福祉計画		第五次和光市障害者計画・ 第5期和光市障害福祉計画		
【健康分野】 健康わこう21 (健康増進法)	健康わこう21計画(平成20~29年度)【平成26年度中間見直し】 (第二次)							健康わこう21計画(第二次) と和光市食育推進計画(第三次) を統合した計画を策定予定		
食育推進計画 (食育基本法)	第一次食育推進計画				第二次食育推進計画					
特定健診等実施計画 (高齢者医療確保法)	特定健康診査等実施 計画(第1期)		特定健康診査等実施計画(第2期)				和光市特定健診等実施計画 (第3期)と和光市国民健康保険 保健事業実施計画(第2期)を 統合した計画を策定予定			
和光市国民健康保険 保健事業実施計画 (国民健康保険法)						国民健康保険保健事業実施 計画(第1期)				

第2章 計画の理念・目標・方針

1 基本理念「食が育む元気なところとからだ」

食は、健康で元気に生きるための基本となるものです。からだの健康だけでなく、暮らしの質や生きがいといったところの健康にも関わるものであり、私たちの暮らしを豊かにするものです。

未来を担う子どもたちを含む、一人一人の市民が、からだに良い食事や正しい食生活習慣を身につけ、生涯にわたり元気に暮らせる和光市を目指します。

2 基本目標：地域包括ケアシステムの構築による地域での食育の推進

市民の健康づくりを推進するための仕組みとして、すべての市民が、住み慣れた地域で主体的に食育の取組を実践し、ライフステージ、健康度に合わせた食生活を実践することができるよう支援する地域包括ケアシステムの構築を進めるものとします。また、食の多様化が進む中で、日本の食文化伝承や食生活の乱れによる生活習慣病の増加など、食をめぐる課題の対応として食育の推進を行います。

3 基本方針

方針1 ライフステージ・健康度に合わせた食育の推進

市民一人ひとりが自立して健康的な食生活を営む力を育み、その食生活を無理なく持続することができるよう、個々のライフステージや健康度に合わせた課題解決を進めます。保育園、幼稚園から小・中学校の次世代の食教育を重視するとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、すべての世代が食について学び、食を通じた心身の健康づくりのための取組の充実を図ります。乳幼児から高齢者まですべてのライフステージを視野に取組むことにより、生涯食育社会の構築を目指します。

方針2 食育推進のための体制構築と活動の推進

個人の健康的な食生活を支援するための仕組みとして、地域包括システムを念頭に置いた食育推進体制の構築が不可欠です。また、無関心層も巻き込んだ食育の周知及び意識向上を図るためには、地域市民が主体となり、食育の定着及び市民の社会参加の促進と機会の拡大を進めていくことが重要となります。

行政、地域（民間）、家庭（個人）が各々の役割について共通認識を持ち、公民産学の協働を推進することにより、地域が一体となって推進運動を展開していきます。

第3章 計画の推進と評価

1 推進体制の整備

(1) 和光市ヘルスソーシャルキャピタル審議会

学識関係者や関係団体の代表者及び公募の市民で構成され、市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を審査審議するための市長の付属機関とし、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行います。

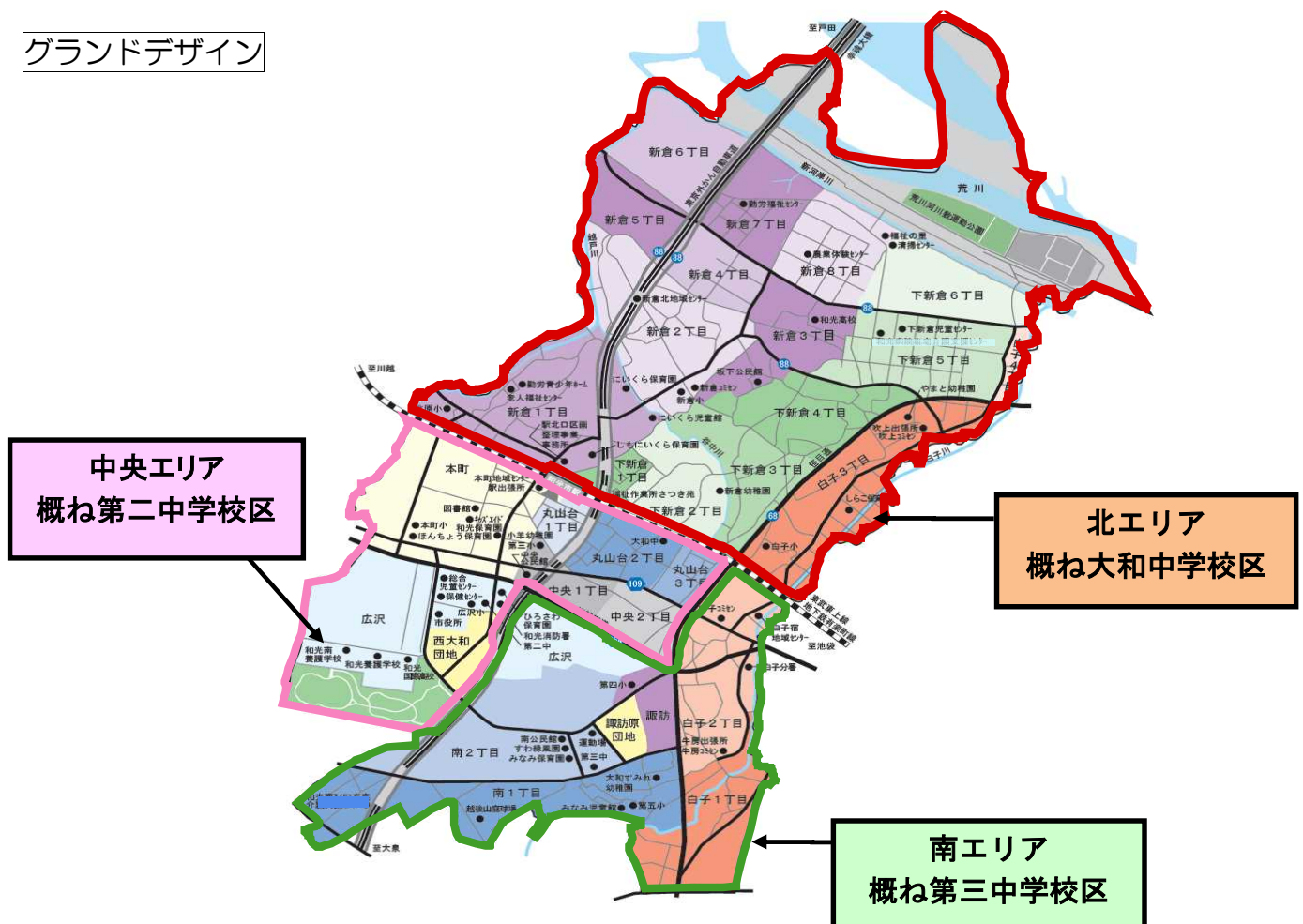
(2) 和光市健康づくりシームレス会議

一つの課題に対して様々な施策・事業を総合的に調整し、一体的に取り組んでいくための制度等を整備し、円滑な連携により課題解決を図ります。

(3) 日常生活圏域の設定とニーズ調査

和光市を北エリア、中央エリア、南エリアに分け、日常生活圏域ごとを単位とします。和光市では、介護分野における高齢者施策において地域包括ケアを念頭に置いた先駆的な取り組みを進めてきました。介護分野で設定している日常生活圏域は人口2～3万人のエリアである準中学校区であり、多種多様な課題を解決し他制度連携をよりスムーズに行うために保健福祉分野の各計画での日常生活圏域を準中学校区で統一します。また、ニーズ調査を実施し、エリア毎に結果を集計・分析し、地域の特性を把握します。

グランドデザイン



(4) 公民産学による連携と協働

国立保健医療科学院、東京都健康長寿医療センター等との連携(和光市と研究機関の双方にメリットが生じる研究事業の共同実施やフィールドの提供等の相互協力)を図ることで、市の健康づくり施策の推進に向け、より効果的な事業展開を図ります。

(5) 「(仮称) 和光市食育推進コンソーシアム会議」の設立

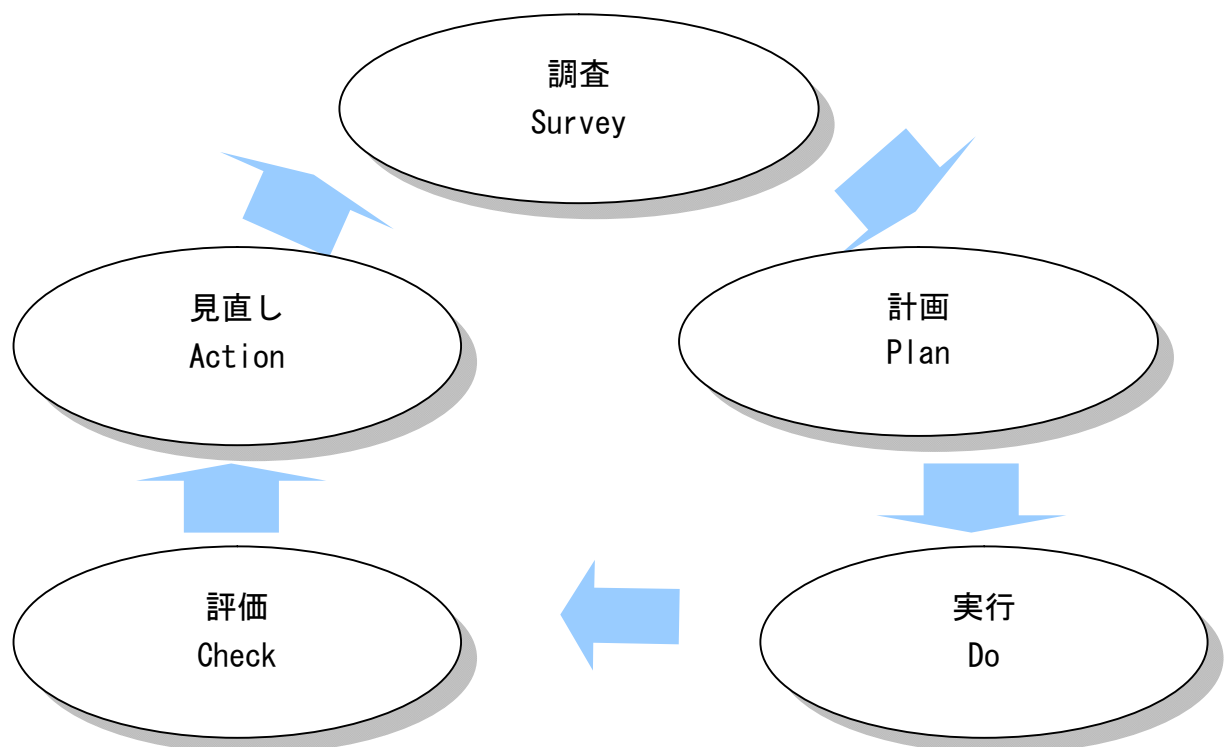
これまで、市内で各主体が個々に行っていた食育の取組を、市民、関係団体、事業者、行政の関連部署が一体となって共通の目的・目標を達成するために、協力・連携して行うことにより、地域に広く食育を浸透し、推進することを目指します。

なお、これまで食育事業内容の具体的な検討を行う位置づけであった食育推進ネットワーク会議については、(仮称)和光市食育推進コンソーシアム会議に移行し、食育推進の体制拡大を図ります。

2 SPDCA サイクルによる計画の評価及び見直し

本市では、従来のPDCAサイクルに、計画策定の前提になるS(Survey:調査)を加え、SPDCAサイクル《調査、(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)》による施策の推進と展開を図ります。「調査」では、市民の食生活、健康状態等を地域ごとに把握・分析し、それを踏まえた具体的な取組みや目標項目を設定し、それらを解決、達成する各事業、取組みを「計画」、「実行」します。計画最終年度には、目標達成状況の「評価」「見直し」を行うことともに、「調査」によって市民の食生活・健康状態や意識等を把握し、市の現状を把握したうえで、社会情勢の変化や新たな健康問題に対応する新たな「計画」作りを行います。

計画の評価・見直しのプロセス



<計画の推進体制図>

